平成２１年（フ）第１２８１号
京都市南区久世中久世町５丁目54番地22
債務者　荒井紀代子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０１号
京都市下京区梅小路西中町５番地
債務者　大山　揚子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
広島市佐伯区五日市５丁目３番16―902号
債務者　安宅　明美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９号
山口県下関市秋根南町１丁目１番７―502号
ロイヤルマンション新下関
債務者　山村　伸枝
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
山口県下関市彦島迫町３丁目６番30―405号
市営彦島迫住宅
債務者　増田　大輔
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
山口県下関市彦島迫町３丁目６番30―405号
市営彦島迫住宅
債務者　増田　夏子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
山口県下関市小月西の台９番26号
債務者　中居　睦美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
山口県下関市上田中町４丁目２番12号
債務者　藤田健太郎
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
山口県下関市生野町２丁目27番８―505号
グランドパレス生野
債務者　村永　清志
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
福岡県飯塚市柏の森500番地２　ダイマルコーポ206号、前住所福岡県飯塚市綱分1308番地17
債務者　田中　康裕
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第７０号
福岡県飯塚市柏の森500番地２　ダイマルコーポ206号、前住所福岡県飯塚市綱分1308番地17
債務者　田中　初美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第８２号
福岡県飯塚市椿598番地134
債務者　一木　善富
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第９２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師864番地
債務者　三毛　勝広
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県飯塚市楽市63番地１
債務者　田中　亜子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３０２号
福岡県久留米市櫛原町18番地11
債務者　田島久美子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４２号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地７　栄松Ａ団地３号室
債務者　荒川　靖彦
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
宮崎県串間市大字西方3371番地２
債務者　野間　和広
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係